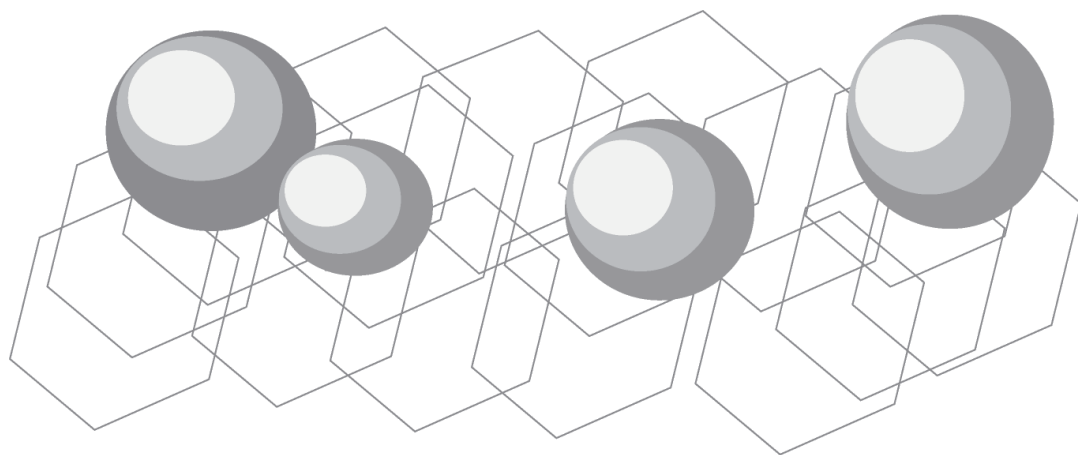


# みんなの 電子申告

国税庁  
電子申告システム  
e-Tax 連携対応



〈平成 30 年分 e-Tax 連携オプション〉

操作マニュアル

# はじめに


本書では「みんなの電子申告〈平成30年分 e-Tax 連携オプション〉」の操作方法について説明しています。


## 本製品の使用に際しましては、以下の点にご注意ください。

- ・本製品の著作権はソリマチ株式会社にあります。
- ・本製品の複製は、お客様自身の使用目的以外、いかなる場合でも禁じられています。
- ・本製品を使用した結果につきましては、弊社は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・本製品のプログラムおよびマニュアルなどの内容の一部または全部を、どのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・複製などを行うことは禁じられています。
- ・本製品の仕様およびマニュアルなどの内容は、将来予告なしに変更することがあります。
- ・本製品のマニュアルの内容は、製作時点の法令に基づいています。
- ・本製品のマニュアルの内容は、本製品の操作に関する内容が中心になります。Windows の操作については専門の書籍を参考にしてください。
- ・本製品のマニュアルは、Windows 10 での画面および操作を基準としております。
- ・本製品のマニュアルで使用しております画面などは開発中のものですので、変更される場合があります。
- ・本製品のマニュアルの画面上で使用されておりますデータは架空のデータです。

※Windows は米国マイクロソフトコーポレーションの米国およびその他の国における商標です。  
※その他、記載されている商品名は、各社の商標または登録商標です。

## 本書の記号類

 **注意** : 操作中の注意事項について説明しています。

 **ポイント** : 知っておくと役に立つ情報を説明しています。

## 本製品に対応しているソリマチ製品

本製品に対応しているソリマチ製品は、以下の製品です。

会計製品	会計王 19 / 会計王 19 PRO / 会計王 19 NPO 法人スタイル / 会計王 19 介護事業所スタイル / みんなの青色申告 19 / 農業簿記 9 / 農業簿記 10
確定申告製品	みんなの確定申告〈平成30年分申告用〉 みんなの確定申告 SAAG Edition〈平成30年分申告用〉

※会計王シリーズ(みんなの青色申告を含む)は、最新のサービスパックを適用している場合のみ対応します。

# 目次

はじめに

目次

## 第 1 章 本システムの概要と処理手順 1

### 1. みんなの電子申告の概要 2

■運用イメージ..... 2

■本システムから e-Tax ソフトに組み込める帳票..... 3

### 2. 起動と終了 5

■本システムを起動するには..... 5

■本システムを終了するには..... 6

■オンラインアップデートの設定をするには..... 7

## 第 2 章 運用方法 9

### 1. メイン画面の説明 10

■メニュー部、申告部について..... 10

■データ一覧部について..... 12

■取り込んだデータを絞り込むには..... 13

■取り込んだデータを削除するには..... 14

### 2. 運用の流れ 15

### 3. 新規作成(データの取り込み) 18

■提出先税務署の一括入力について..... 19

■こんなときは..... 20

### 4. e-Tax 情報の確認と修正 23

■e-Tax 情報を設定・確認する..... 24

■出力帳票を確認する..... 25

■こんなときは..... 26

### 5. 申告・申請処理 27

■申告・申請等ファイルを作成する..... 27

■e-Tax ソフトにファイルを組み込む..... 30

■こんなときは..... 32



第 1 章

本システムの概要と  
処理手順

---

# 1. みんなの電子申告の概要

「みんなの電子申告〈平成30年分 e-Tax 連携オプション〉」(以降、本システム)は、国税電子申告・納税システム「e-Tax ソフト」とソリマチ製品(「はじめに」参照)を連携させるためのオプションソフトです。

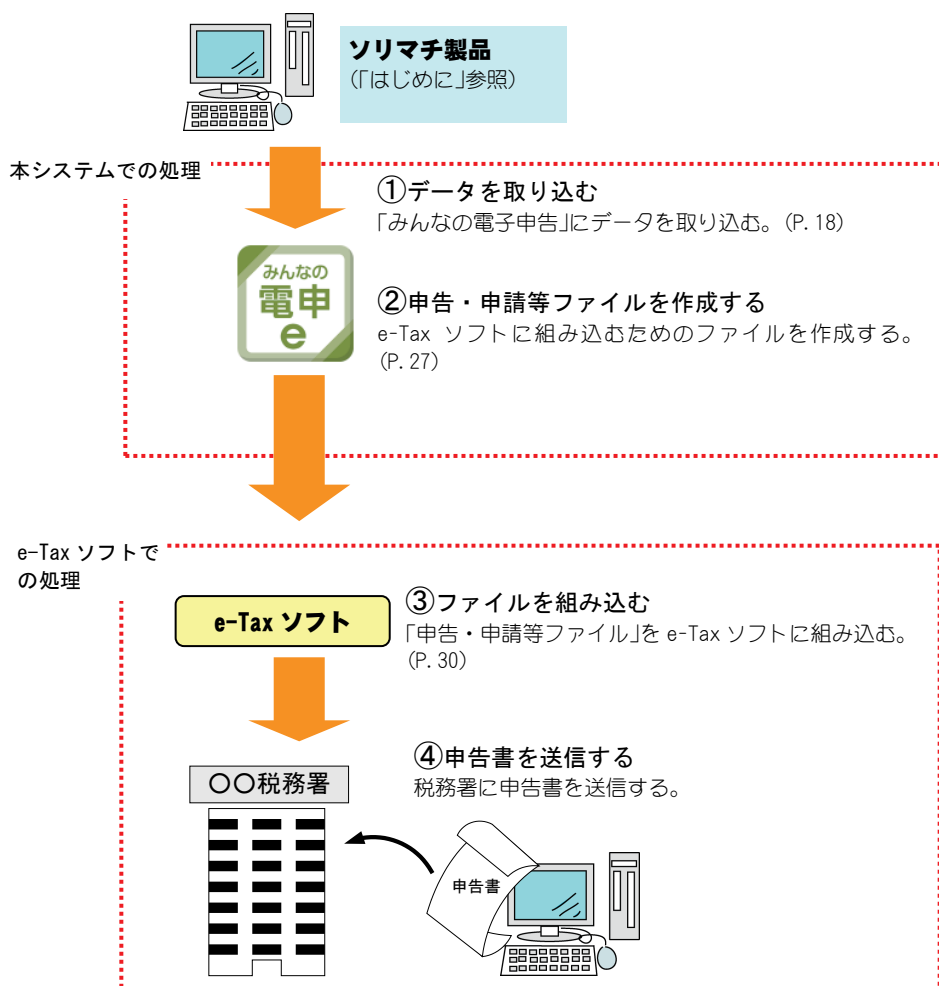
ソリマチ製品へ入力したデータを利用して、お客様ご自身で電子申告ができるため、税務署へ出向く必要がありません。

e-Tax ソフトについてのご質問は、所轄の税務署にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

※事前に、e-Tax ソフトを国税庁ホームページからダウンロードしてインストールしておく必要があります。

※弊社では、「みんなの電子申告」の操作に関するのみサポートしています。e-Tax ソフトに関しましては弊社ではサポートしていません。

## ■ 運用イメージ



## ■本システムから e-Tax ソフトに組み込める帳票

本システムでは、以下の帳票の申告・申請等ファイルを出力します。

※申告・申請等ファイルを出力するには、ソリマチ製品(「はじめに」の「本製品に対応しているソリマチ製品」)がパソコン内にインストールされている必要があります。

	帳票	申告に必要なソリマチ製品
所得税の申告	平成〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A(第一表・第二表) 平成〇年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書 B(第一表・第二表) 平成〇年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書(分離課税用)(第三表) 平成〇年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書(損失申告用)(第四表(一)・(二)) 平成〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書(別表)(第五表) 損益の通算の計算書 肉用牛の売却による所得の税額計算書(兼確定申告書付表) 所得の内訳書 平成〇年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 政党等寄附金特別控除額の計算明細書 平成〇年分医療費控除の明細書 平成〇年分セルフメディケーション税制の明細書 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成 29 年 4 月 1 日以後用) 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成 26 年 4 月 1 日以後居住用) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除額の計算明細書 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 給与所得の源泉徴収票の記載事項 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載事項 公的年金等の源泉徴収票の記載事項 社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項 平成〇年分医療費に係る使用証明書等の記載事項(おむつ証明書など) 雑損控除に係る領収書等の記載事項 寄附金の受領証等の記載事項 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の記載事項 平成〇年分の申告書等送信票(兼送付書)	確定申告製品
	平成〇年分青色申告決算書(一般用) 平成〇年分青色申告決算書(農業所得用) 平成〇年分青色申告決算書(不動産所得用) 平成〇年分収支内訳書(一般用) 平成〇年分収支内訳書(農業所得用) 平成〇年分収支内訳書(不動産所得用) 平成〇年分の申告書等送信票(兼送付書)	会計製品

消費税の申告についての帳票は次ページに記載しています。

消費税の申告	消費税及び地方消費税の申告書(一般用) 消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用) 消費税及び地方消費税の申告書別表(特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書) 付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表5 控除対象仕入税額の計算表 付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 消費税の還付申告に関する明細書(法人用) 消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用) 仕入控除税額に関する明細書(法人用) 仕入控除税額に関する明細書(個人事業者用)	会計製品
--------	--	------

※申告する課税期間に対応したソリマチ製品をお持ちでない場合、本システムではその期間の帳票の申告・申請等ファイルは出力できません。



## 2. 起動と終了

### ■本システムを起動するには

- ① デスクトップ画面から本システムのアイコンをダブルクリックします。



みんなの電子申告

#### その他の起動方法

各製品のメニューから選択することもできます。

※製品によって選択するメニューが異なります。

#### 会計王シリーズ/みんなの青色申告

個人事業の場合：[決算]または[消費税]－[電子申告]

法人事業の場合：[消費税]－[電子申告]

#### 農業簿記9

[申告]－[e-Tax 連携オプション]

#### 農業簿記10

個人事業の場合：[申告]－[決算書]または[消費税]－[みんなの電子申告]

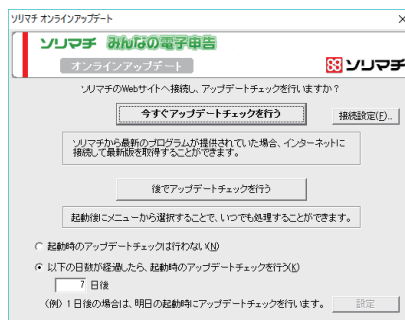
法人事業の場合：[決算]－[決算書等]－[みんなの電子申告]

#### みんなの確定申告

[申告書]－[電子申告 (e-Tax 連携オプション)]

- ② 「オンラインアップデート」画面が表示されます。

詳しくは、「**■オンラインアップデートの設定をするには**」(P. 7)をご覧ください。



- ③ 本システムが起動します。

※平成29年分のみんなの電子申告を使用していた場合は、この画面の前に「データ更新」画面 (P. 6) が表示されます。





## ■ オンラインアップデートの設定をするには

オンラインアップデートを行うことで、ソリマチホームページから自動的に本システムのサービスパック(最新プログラム)がダウンロードされ、システムを最新の状態に更新できます。

なお、このオンラインアップデートはインターネット回線を通じて行われます。インターネットへの接続方法に関しては、お使いのパソコン・ネットワーク機器の製造元、または加入しているインターネットサービスプロバイダ・サーバー管理者・ネットワーク管理者にお問い合わせください。

### 起動時にアップデートを行うには

起動時にアップデートを行う設定になっている場合は、本システムを起動すると以下の画面が表示されます。

アップデート開始  
表示される画面に従って操作します。

アップデートを行わずに本システムを起動します。

設定を変更した場合は、「設定」ボタンをクリックすると反映します。

起動時のアップデートチェックは行わない	次回の起動から起動時のアップデートチェックを行わない場合を選択します。
以下の日数が経過したら、起動時のアップデートチェックを行う	定期的に起動時のアップデートチェックを行う場合に選択し、次回起動時のアップデートチェックを何日後に行うか入力します。毎日起動時にアップデートチェックを行いたい場合は、「1 日後」に設定します。

### プロキシサーバーを使用している場合

接続設定(E)... をクリックします。

ON にします。

ブラウザーの設定を利用する場合は、ON にします。OFF にした場合は、「アドレス」「ポート」「User ID」「Password」を必要に応じて入力します。

### 本システムを使用中にアップデートを行うには

メイン画面の「オンラインアップデート」ボタンをクリックすると、[オンラインアップデート]画面が表示されます。

表示される画面は、起動時のアップデートと同様です。



第 2 章

**運用方法**

# 1. メイン画面の説明

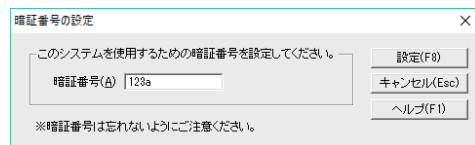
ここでは、「ソリマチみんなの電子申告」画面(以降、メイン画面)の説明をします。  
本システムを起動すると、以下の画面が表示されます。



## ■メニュー部、申告部について

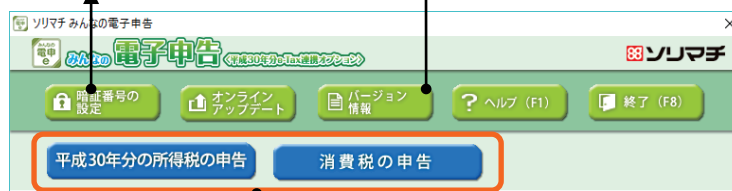
ここでは、画面上部にあるメニュー部と申告部について説明します。  
メニュー部には、暗証番号の設定やオンラインアップデートなど、本システムを便利に使用するための機能ボタンが表示されています。  
申告部には、各申告書データを作成するボタンが表示されています。

暗証番号を設定することで、本システムの使用を制限できます。(P. 11)  
4桁以内の英数字を入力します。



※入力した暗証番号は忘れないようメモすることをお勧めします。

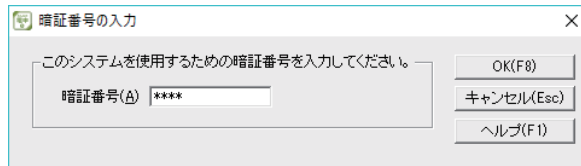
本システムのバージョン情報が表示されます。(P. 11)



電子申告を行うデータを取り込み、申告の準備ができれば  
申告したい処理のボタンをクリックします。  
「申告・申請処理確認」画面が表示されます。(P. 28-③)

## 暗証番号を設定した場合

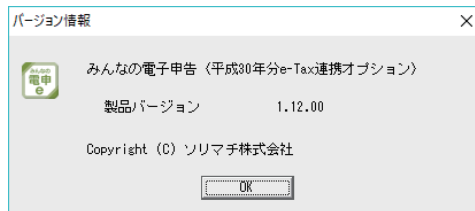
本システムを起動すると、メイン画面の前に以下の画面が表示されます。設定した暗証番号を入力して、「OK」ボタンをクリックします。



※暗証番号の設定を解除したい場合は、「暗証番号の設定」画面(P. 10)を開き、暗証番号を空欄にしたまま「設定」ボタンをクリックします。

## バージョン情報を確認する

メイン画面で「バージョン情報」ボタンをクリックすると、本システムの製品バージョン情報が確認できます。



## ■ データ一覧部について

ここでは、画面中部にあるデータ一覧部について説明します。  
「データ一覧」には、ソリマチ製品から取り込んだデータが表示されます。  
データは、住所や氏名で絞り込むことができます。

取り込んだデータを住所や氏名で絞り込むことができます。(P. 13)

まず、新規作成ボタンで電子申告するデータを設定してください。申告したいデータの「選択」欄にチェックをつけ、ご希望の申告ボタンをクリックすると電子申告用データが出力できます。

検索

データ一覧 新規作成(F2) 修正(F3) 削除(F4) 全選択(F5) 全解除(F6)

選択	利用者識別番号	氏名	住所	会社・製品	消税税申告	状態
	1231-2312-3123-1231	反町 一郎		会計士〇〇(ソリマチ電気店 20XX年)	2帳票出力	未
		東京都品川区南五反田1丁目1-1			2帳票出力	未

ソリマチ製品のデータを取り込みます。(P. 18)

電子申告に必要な情報を入力したり、出力帳票を確認します。(P. 23)

処理を選択してください。

スクロールバーを右に移動させると、「提出先税務署」欄が表示されます。

製品	状態	提出先税務署
ソリマチ電気店 20XX年	未	品川
	未	品川

## 📖 ポイント

### ・「データ一覧」の「状態」欄について

帳票ごとの最終出力日時のうち、一番新しい日時が表示されます。  
データを新規に取り込んだときの「状態」は「未」となっています。

状態	状態
未	20XX/2/12
未	20XX/2/12

### ・セルに収まらなかった文字(氏名・住所など)を確認するには

右画面のように、氏名や住所が一つのセル(欄)に収まらない場合、セル上にマウスカースルを合わせると、全てが表示されます。

選択	利用者識別番号	氏名	住所	職業
	1140-1401-4014-0140	末村 広		会計士
		東京都品川区南五反田1丁目5-8-25-75ソリック電気ビル1		
		東京都品川区南五反田1丁目5-6-25-75ソリック電気ビル1階		



## ■ 取り込んだデータを絞り込むには

本システムでは、取り込んだデータを氏名や住所で絞り込みます。  
以下の入力欄に氏名や住所を入力して「検索」ボタンをクリックすると、取り込んだデータの中からその氏名や住所に該当するデータを絞り込みます。  
複数の申告者から同じ苗字や特定の住所の申告者を絞り込んで表示させたい場合などに便利です。

反町 一郎

データ一覧   新規作成(F2)   修正(F3)   削除(F4)   全選択(F5)   全解除(F6)

選択	利用暗号別番号 氏名	会 計 製 品 使用年次	消費税申告 取得年次	状態
	1231-2312-3123-1231 反町 一郎	会計士〇〇(ツリマ子電気店 20XX年)	2帳票出力	未
	東京都品川区南五反田1丁目1-1		2帳票出力	未

※絞り込みを解除したい場合は、入力欄の文字を削除して空欄にした状態で「検索」ボタンをクリックします。

### 注 意

・氏名、住所以外では絞り込みません。

## ■取り込んだデータを削除するには

削除の方法は、単一削除と一括削除のどちらかを選択できます。

削除したいデータにカーソルを合わせて「削除」ボタンをクリックすると、「削除処理の選択」画面が表示されます。

複数の申告者を一度に削除する場合は一括削除が便利です。

※この操作で、ソリマチ製品側のデータが削除されることはありません。

2

1

データ一覧	新規作成 (F2)	修正 (F3)	削除 (F4)	全選択 (F5)	全解除 (F6)
✓	利用者識別番号 住所	氏名 氏名	会計製品 確定申告製品	消費税申告 所得控除年	扶養
✓	1231-2312-3123-1231	反町 一郎	会計士〇〇 (ソリマチ電気店 20XX年)	3帳票出力	未
✓	東京都品川区南五反田1丁目1-1			2帳票出力	未
✓	1238-5478-8901-1012	稲庭 吾郎	青色申告〇〇 (稲庭〇〇酒店 20XX年)	3帳票出力	未
✓	東京都品川区東北五反田1-11-1		確定申告〇〇 (稲庭 吾郎)	3帳票出力	未

削除処理の選択

削除処理を選択してください。

単一削除(D)
一括削除(D)
キャンセル(Esc)

1つのデータのみを削除するか、複数のデータを一括で削除するかを選択します。選択した削除方法によって削除の対象となるデータが異なります。以下の説明をご覧ください。

**単一削除の場合**

「データ一覧」にて現在カーソルがあるデータが削除の対象になります。  
(上記画面では反町一郎さんが削除の対象)

「単一削除」ボタンをクリックすると、削除していかどうかの確認画面が表示されます。「はい」ボタンをクリックするとデータが削除されます。

※削除の対象かどうかの判断は、「選択」欄の「✓」の有無ではありませんので注意してください。

ソリマチ e-Tax連携オプション

「1231-2312-3123-1231 反町 一郎」を削除します。  
よろしいですか？

はい(Y)
いいえ(N)

**一括削除の場合**

「データ一覧」の「選択」欄が「✓」になっているすべてのデータが削除の対象になります。  
(上記画面では反町一郎さんと稲庭吾郎さんが削除の対象)

「一括削除」ボタンをクリックすると、削除していかどうかの確認画面が表示されます。「はい」ボタンをクリックすると、選択したデータが一括で削除されます。

※データが1つも選択されていない場合は、一括削除できません。

ソリマチ e-Tax連携オプション

選択されている2件のデータを削除します。  
よろしいですか？

はい(Y)
いいえ(N)

## 2. 運用の流れ

ここでは、本システムの運用の流れを説明します。  
詳しい操作方法は、それぞれの説明をご覧ください。

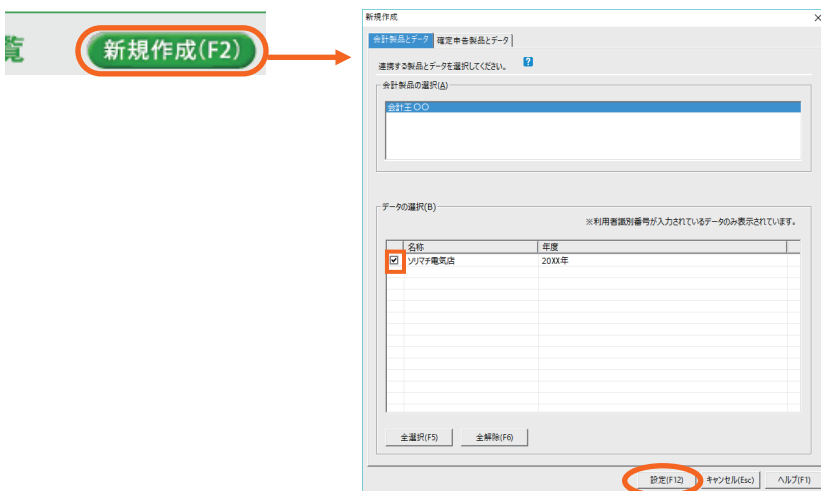
### ポイント

#### 旧バージョンを使用していた場合

本システムを初めて起動したときは、「データ更新」画面が表示されます。  
本システムと連携する製品とデータを選択して「設定」ボタンをクリックします。  
P.6 と合わせてご覧ください。

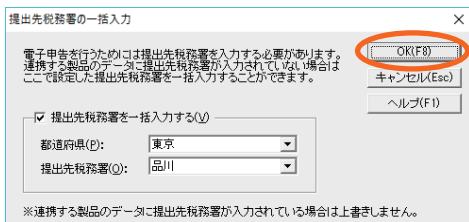
### ① e-Tax ソフトと連携するデータを取り込む (P. 18)

メイン画面の「新規作成」ボタン-「新規作成」画面で、連携したいデータを選択します。



### ② 提出先税務署を入力する (P. 19)

①で「設定」ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。



※税務署名が入力されているデータを取り込んだ場合は、この画面は表示されません。

### ③ e-Tax 情報を入力する (P. 23)

メイン画面の「修正」ボタン「修正」画面で、タブごとに項目を入力します。

修正

e-Tax情報設定 | 会計製品とデータ | 確定申告製品とデータ | 出力帳票確認

e-Tax情報を設定してください。

利用者識別番号: 1231-2312-3123-1231

所得税の申告(1) | 消費税の申告(2)

申告者情報

フリガナ(日): ソリアチドロウ

氏名(姓): 反町 一郎

住所(△): 東京都品川区南五反田1丁目1-1

電話番号(日): 03 - 1111 - 2222

提出先税務署

都道府県(日): 東京

提出先税務署(日): 品川

設定(F12) | キャンセル(Esc) | ヘルプ(F1)

### ④ 申告・申請等ファイルを作成する (P. 27)

メイン画面の各申告ボタン「申告・申請処理確認」画面で、「申告・申請処理を実行する」ボタンをクリックします。

申告・申請処理確認

選択されたデータに対する「平成〇〇年分の所得税の申告」を行います。

年分(日): 平成 | XX

帳票の出力先(0): C:\Users\#osri-pc\Documents\#e-Tax\データ

※このフォルダーへ出力されたファイルを国税庁のe-Taxソフトで取り込みます。  
ファイル名の形式: 利用者識別番号\_氏名\_所得税\_20〇〇0213.txt

申告・申請処理を実行する(S) | 青色申告決算書を出力する際に、青色申告特別控除が10万円であっても償却資産を出力する(J)

代理人(税理士)等の情報(0)

〒 5915 | 59159 | 1591

伊 三郎

品川 三郎

0 - 1234

品川区南五反田1丁目1-1ビル5F

84 - 1234 - 1231

申告・申請処理終了

処理結果を確認した後、出力した帳票ファイルを国税庁のe-Taxソフトで取り込んでください。

処理結果表示(L)

識別番号: 1231-2312-3123-1231 氏名: 反町 一郎

○: 青色申告決算書(総務)

○: 青色申告決算書(不動産所得用)

処理が終了しました。2000年02月13日 11時36分20秒

出力処理内容 1件

主簿 借 1件

子簿 借 1件

出力帳票数(所得税) 2帳票

国税庁のe-Taxソフトを起動する(S) | 処理結果(ログファイル)をメモ帳で開く(M)

国税庁のe-Taxソフトが起動します。

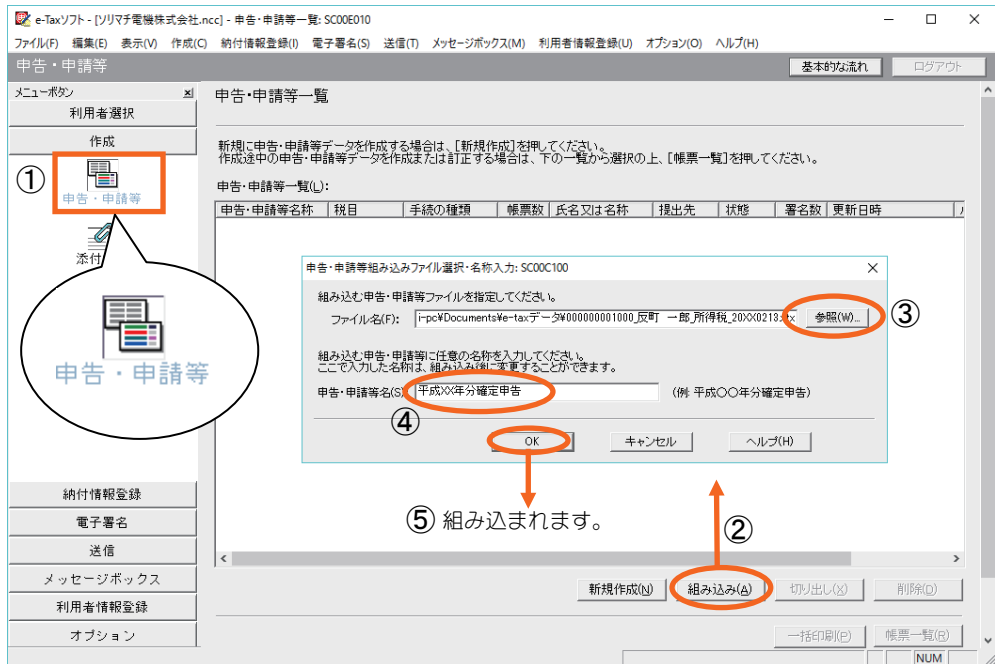
ここまでの、本システムでの処理です。

⑤からは、e-Taxソフトでの処理になります。

## ⑤ e-Tax ソフトへ申告・申請等ファイルを組み込む (P. 30)

e-Tax ソフトのメニューボタンから「作成」-「申告・申請等」を選択して、「組み込み」ボタンをクリックします。

表示された画面の「参照」ボタンで本システムで作成された申告・申請ファイル名を指定し、申告・申請等名を入力して「OK」ボタンをクリックします。



これで、e-Tax ソフトに申告・申請等ファイルが組み込まれました。  
この後の操作は、e-Tax ソフトの説明に従ってください。

### 3. 新規作成 (データの取り込み)

本システムをインストールしたら、必ずはじめに新規作成(データの取り込み)をしてください。データを取り込まないと、e-Tax ソフトとの連携ができません。

メイン画面で「新規作成」ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。製品の種類ごとにタブがわかれていますので、本システムに取り込みたい製品のタブを選択します。

製品の種類ごとにタブがわかれています。  
詳しくは、「はじめに」をご覧ください。

① タブを選択

② e-Tax ソフトと連携したい製品を選択

③ データを選択

表示されているデータの一括選択や、一括選択解除をします。

④ 「設定」ボタンをクリック

⑤ 提出先税務署を一括で入力

詳しくは、次ページをご覧ください。

データが取り込まれて「データ一覧」に表示されます。

データ一覧					新規作成(F2)	修正(F3)	削除(F4)	全選択(F5)	全解除(F6)
選択	利用者識別番号 氏名	会計製品 利用開始年度	消費税申告 開始年度	拡張					
<input checked="" type="checkbox"/>	1231-2312-3123-1231 反町 一郎	会計王〇〇 (ソリマチ電気店 20XX年)	0帳票出力 2帳票出力	未 未					
	東京都品川区南五反田1丁目1-1								

## ■ 提出先税務署の一括入力について

電子申告を行うには、必ず提出先税務署を入力する必要があります。  
初めて「新規作成」画面にてデータを取り込んだ場合は、以下の画面が表示されます。

ここでは、取り込んだデータに対して一括で提出先税務署を設定することができます。

後で提出先税務署を設定したい場合は、「提出先税務署を一括入力する」をOFFにします。

設定した提出先税務署の情報は、「修正」画面(P. 23)に反映されます。

「都道府県」と「提出先税務署」を、  
ドロップダウンリストから選択します。

※すでに提出先税務署が入力済みのデータを取り込んだ場合は、表示されません。

### ポイント

・**「未設定」は設定できません**

「都道府県」や「提出先税務署」を「未設定」にすると、確認画面が表示され再度入力することを促されます。

必ずドロップダウンリストから選択してください。

・**新規に取り込む場合のみ表示されます**

この画面は、データを新規に取り込む場合のみ1度だけ表示されます。

取り込んだ後に提出先税務署を修正したい場合は、「修正」画面(P. 23)で行います。

## ■こんなときは

### 「製品の選択」に連携したい製品名が表示されない

本システムがインストールされているパソコンと、ソリマチ製品がインストールされているパソコンが同じかどうかを確認します。

同じパソコンにインストールされていない場合は、連携したいソリマチ製品がインストールされているパソコンに、本システムをインストールしてください。

※インストールされているソリマチ製品が本システムに対応しているかどうかもご確認ください。対応している製品は、「はじめに」をご覧ください。

### 「データの選択」にデータが表示されない

利用者識別番号が入力されているかを確認します。

ソリマチ製品にて利用者識別番号が入力されていないデータは、「データの選択」に表示されません。

各ソリマチ製品にて利用者識別番号を入力してから、データを取り込んでください。

会計王シリーズ/みんなの青色申告	[導入]-[事業所・消費税情報設定]
農業簿記10	[初期]-[基本]-[基本情報設定]
農業簿記9	[初期]-[基本情報設定]
みんなの確定申告	[導入]-[申告者設定]

### データ一覧にデータが正常に表示されない

以下の2つの原因が考えられます。

#### ◆会計製品で申告者情報を入力していない

会計製品データを取り込む場合、会計製品で入力された情報(以下の表を参照)を、本システムの申告者情報として自動的に取り込みます。

(確定申告製品では申告者設定から自動入力されます)

所得税の申告をする場合	青色申告決算書入力の「住所氏名等」タブ 収支内訳書入力の「住所氏名等」タブ
消費税の申告をする場合	消費税申告書作成の消費税申告設定の「納税地」タブ ※「代表者名または氏名」が入力されていないと、「申告・申請処理」時にエラーとなります。

このため、本システムデータ一覧に住所や氏名が表示されない場合は、会計製品の上記メニューで申告者情報がすべて入力されているかを確認します。

#### 申告者情報が入力されていない場合

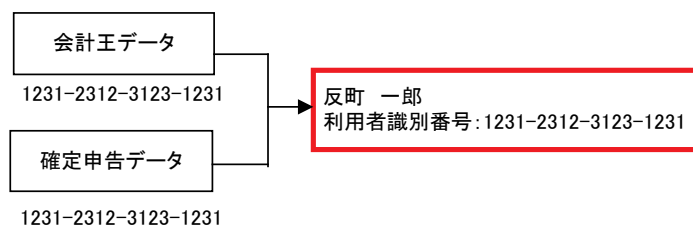
本システムのデータ一覧から間違いのあるデータを一度削除(P.14)し、ソリマチ製品側で住所などの情報を入力または修正してから、再度データの取り込み(「新規作成」(P.18))をします。



## ◆利用者識別番号を誤って入力している

本システムは、データを利用者識別番号で管理しています。

例えば、利用者識別番号が同じ会計王データとみんなの確定申告データは一つのデータとして管理されます。



個々のソリマチ製品で利用者識別番号を誤って入力すると、同じデータでも異なったデータとして認識されます。(以下の例参照)

データ一覧にデータが正しく表示されない場合は、正しい利用者識別番号が入力されているかどうかを確認してください。

### 利用者識別番号が誤って入力されている場合

データ一覧から間違いのあるデータを一度削除(P.14)し、ソリマチ製品側で正しい利用者識別番号を入力してから再度データの取り込み(「新規作成」(P.18))をします。

---利用者識別番号が誤って入力されている例---

①同一のデータが別々のデータとして取り込まれている

利用者識別番号 氏名 住所	会計製品 確定申告製品
1231-2312-3123-1231 反町 一郎 東京都品川区南五反田1丁目1-1	会計王〇〇(ソリマチ電気店 20XX年)
1231-2312-3123-1232 反町 一郎 東京都品川区南五反田1丁目1-1	確定申告 HXX(反町 一郎)

同じ「反町一郎」のデータですが、  
会計製品と確定申告製品のどちら  
かで利用者識別番号が間違ってい  
るため、別々のデータとして取り  
込まれています。

正しい利用者識別番号を  
入力すると...

利用者識別番号 氏名 住所	会計製品 確定申告製品
1231-2312-3123-1231 反町 一郎 東京都品川区南五反田1丁目1-1	会計王〇〇(ソリマチ電気店 20XX年) 確定申告 HXX(反町 一郎)

②別々のデータが同一のデータとして取り込まれている

利用者識別番号	氏名	会 計 製 品
住 所		確定申告製品
1231-2312-3123-1231	山田 太郎	● 会計王〇〇 (ソリマチ電気店 20XX年)
東京都品川区西五反田4丁目32-1ソリポートビル3階		● 確定申告 HXX (山田 太郎)

正しい利用者識別番号を  
入力すると…



会計製品と確定申告製品で異なるデータですが、  
どちらかで利用者識別番号が間違っているため、  
同一のデータとして取り込まれています。

利用者識別番号	氏名	会 計 製 品
住 所		確定申告製品
1231-2312-3123-1231	反町 一郎	● 会計王〇〇 (ソリマチ電気店 20XX年)
東京都品川区南五反田1丁目1-1		
3213-2132-1321-3213	山田 太郎	
東京都品川区西五反田4丁目32-1ソリポートビル3階		● 確定申告 HXX (山田 太郎)

## 4. e-Tax 情報の確認と修正

「新規作成」画面でデータを取り込んだら、メイン画面で「修正」ボタンをクリックします。

以下の画面が表示されますので、利用者識別番号や申告者の情報(e-Tax 情報)の確認や修正、出力帳票の確認をします。

各画面の詳細については、次ページ以降をご覧ください。

① 情報の確認 (P. 24)      ② 取り込みデータの確認 (P. 18)      ③ 出力帳票の確認 (P. 25)

④ 「設定」ボタンをクリック

### ポイント

**法人番号または個人番号は本システムでは表示されません。**

申告書に法人番号または個人番号が必要である場合、連携するソリマチ製品にこれらの番号が入力されていれば申告・申請等ファイルに自動的に出力します。

## ■ e-Tax 情報を設定・確認する

修正

**e-Tax情報設定** | 会計製品とデータ | 確定申告製品とデータ | 出力帳票確認

「e-Tax 情報設定」タブでは、申告者情報の確認や修正をします。  
「提出先税務署」には、新規データの取り込みの際に設定した税務署(P.19)が表示されます。  
※タブ内で入力した項目は、他のタブ内に反映されません(コピーされません)。  
タブごとに入力してください。

所得税の申告(1) | 消費税の申告(2)

申告者情報

フリガナ(F): ソリマチイテロウ

氏名(N): 反町 一郎

住所(Δ): 東京都品川区南五反田1丁目1-1

電話番号(①): 03 - 1111 - 2222

提出先税務署

都道府県(P): 東京

提出先税務署(Q): 品川

### ❗ 注 意

- ・本システムは、ソリマチ製品のデータを「新規作成」にて取り込んでいるのみで、データ同士の連動はしていません。  
そのため、本システムにて申告者情報を修正してもソリマチ製品には反映されません。  
本システムでの修正を反映させたい場合は、ソリマチ製品にて再度同じ修正を行ってください。

## ■ 出力帳票を確認する

「出力帳票確認」タブでは、出力する帳票を確認できます。  
本システムに取り込んだデータから、どの帳票が出力されるのかを自動的に判断して表示されます。

帳票を最後にいつ出力したかを確認することもできます。

選択したデータで出力可能な帳票が表示されます。

※下記の「注意」も合わせてご覧ください。

帳票の最終出力日時が表示されます。

### 注意

・「出力帳票」は、選択したデータのその時点での出力帳票を自動的に判断して表示します。このため、「申告処理」(P. 27)を行った後に表示される「処理結果」(P. 29)と帳票の内容が異なることがあります。

〈例〉「出力帳票」で帳票を確認した後に、データを変更した場合など最終的な「出力帳票」は、「処理結果」に表示される帳票です。

・消費税の申告区分が「原則課税」である会計製品のデータを取り込んだ場合、上記画面の「消費税申告の出力帳票」には以下の帳票が表示されますが、条件に合わなければ出力されません。

「消費税の還付申告に関する明細書(法人用)」 または 「消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)」	この帳票は還付申告の場合のみ必要なため、「消費税の申告」実行時に還付申告にならなければ出力されません。
「消費税及び地方消費税の申告書別表(特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書)」	この帳票は特定課税仕入れがあり課税売上割合95%未満の場合のみ必要なため、「消費税の申告」実行時に条件が合わなければ出力されません。

## ■こんなときは

### 取り込んだ e-Tax 情報をソリマチ製品側で修正した場合

本システムとソリマチ製品は、データ同士の連動はしていません。取り込んだ e-Tax 情報は取り込んだ時点のもので、その後ソリマチ製品側で修正しても内容は自動的に更新されません。

取り込んだ e-Tax 情報をソリマチ製品側で修正した場合は以下の手順をします。

- ❶ 取り込んだデータを、本システムから削除します。(P. 14)
- ❷ 本システムにて、データを再度取り込みます。(P. 18)

※e-Tax 情報以外のデータを修正した場合、上記❶❷の手順は不要です。

### 出力帳票を選択するには

「出力帳票」タブでは、出力する帳票の確認のみ行えます。(出力する帳票の選択はできません。)

出力したくない帳票がある場合は、e-Tax ソフトへ「申告・申請等ファイル」を組み込んだ後で削除してください。

### 取り込み後、消費税の申告区分を変更した場合

本システムに申告者を登録した後に、ソリマチ製品側で消費税の申告区分(簡易課税、原則課税)を切り替えると、消費税の申告処理に失敗することがあります。この場合は、上記❶❷の手順を行うことで正常に出力できるようになります。

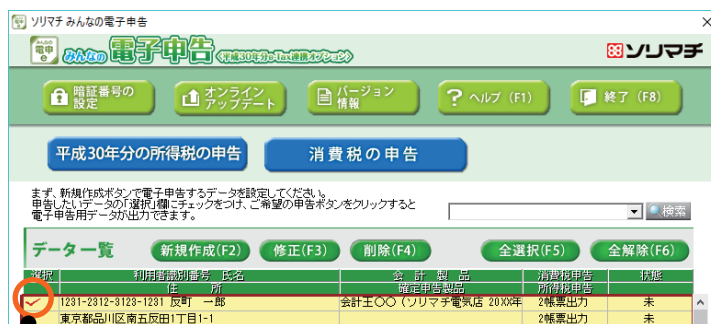
## 5. 申告・申請処理

ここでは、申告・申請等ファイルを作成し、そのファイルを e-Tax ソフトへ組み込むまでの操作を説明します。

### ■ 申告・申請等ファイルを作成する

電子申告をするために、e-Tax ソフトへ組み込む申告・申請等ファイルを作成します。

- ① メイン画面の「データ一覧」で、申告したいデータを選択します。



「選択」欄をクリックして「✓」をつけます。  
「全選択」ボタンをクリックすると、一覧に表示されているすべてのデータに「✓」がつきます。

- ② 申告・申請したい処理のボタンをクリックします。



### 注意

#### 所得税の申告をする場合

確定申告製品が起動している場合は、終了してください。  
起動したまま処理を行うと、正しく申告できない場合があります。

#### 消費税の申告をする場合

ソリマチ製品で最後に処理をした消費税申告の条件で集計されます。  
過去に一度も消費税申告をしたことがない場合は、申告・申請等ファイルが作成されません。  
※「データ一覧」にて「消費税申告」が「帳票無し」の場合は、消費税の申告は行えません。

### 3 以下の画面が表示されます。

出力されるファイル名は、利用者識別番号\_氏名\_処理名\_出力日付.txt です。  
e-Tax ソフトへ組み込む際の「ファイル名」(P. 31)ではこのファイルを指定します。  
<例>1231231231231231\_反町 一郎\_所得税\_20xx0213.txt

### 4 「申告・申請処理を実行する」ボタンをクリックします。

#### ポイント

##### パスワード入力の画面が表示された場合

以下の画面が表示される場合があります。

会計システムで設定した個人番号(マイナンバー)のパスワードを入力してください([導入]-[事業所・消費税情報設定])。正しいパスワードを入力し「OK」ボタンをクリックすることで個人番号を含んだ申告・申請等ファイルが作成されます。

ON にすると、入力したパスワードがそのまま表示されます。

※「キャンセル」ボタンをクリックすると、個人番号を含まない申告・申請等ファイルを作成することができます。ただし、この場合は e-Tax ソフトで申告者の個人番号を入力してください(e-Tax ソフトのメニューの【作成】-[帳票一覧]-[基本情報変更])。

##### エラーメッセージが表示された場合

「帳票出力に失敗しました」というメッセージが表示される場合があります。「OK」ボタンをクリックして、本システムを修復インストール(以下参照)または再インストールしてください。

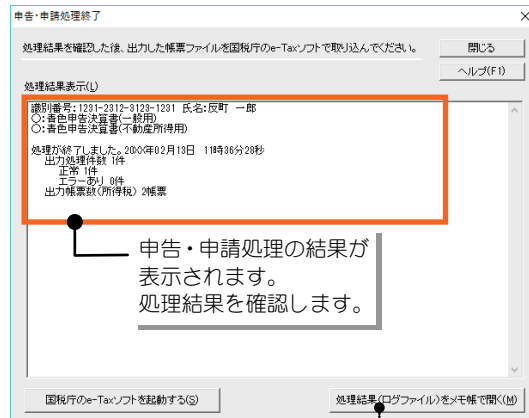
<修復インストールとは>

本システムをアンインストールする手順を操作すると、以下の画面が表示されます。

「修復」を選択して「次へ」ボタンをクリックすると、修復インストールが開始されます。



- 5** 「申告・申請処理終了」画面が表示されます。  
 ※表示されるまで、しばらく時間がかかる場合があります。



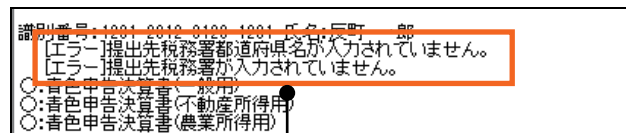
処理結果を印刷する場合にクリックします。  
 メモ帳が開きますので、そこから印刷できます。

これで、申告・申請等ファイルが作成されました。

## 📖 ポイント

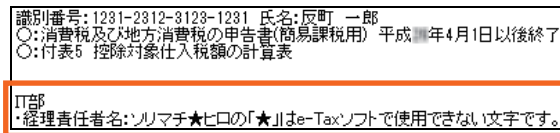
### 処理結果にエラーメッセージが表示された場合

処理結果にエラーメッセージが表示されている場合は、「申告・申請処理終了」画面を閉じて、メッセージから原因を調べて修正します。



メイン画面の「修正」ボタン「修正」画面で  
 都道府県名・提出先税務署を入力します。

※IT 部エラーが表示された場合について、詳しくは「**■**こんなときは」(P. 32)をご覧ください。



- 6** 処理結果を確認したら、「国税庁の e-Tax ソフトを起動する」ボタンをクリックします。
- 7** 国税庁の e-Tax ソフトが起動します。

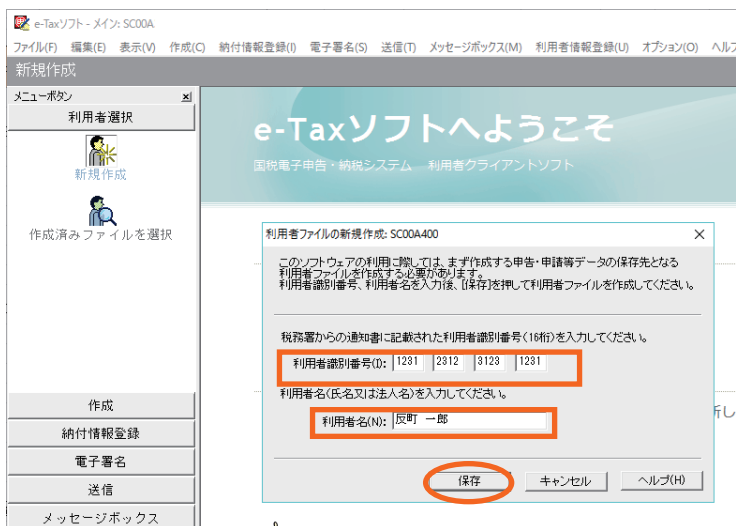
続いて国税庁 e-Tax ソフトに電子申告をするデータを組み込みます。  
 次ページをご覧ください。

## ■ e-Tax ソフトにファイルを組み込む

本システムで作成した申告・申請等ファイルを、e-Tax ソフトに組み込みます。

※あらかじめ、パソコンに e-Tax ソフトをインストールしておきます。

- ① e-Tax ソフトを起動すると、利用者ファイルの新規作成画面が表示されます。利用者識別番号と利用者名を入力して、「保存」ボタンをクリックします。



- ② 以下の画面が表示されます。  
メニューボタンから「作成」-「申告・申請等」を選択して、「組み込み」ボタンをクリックします。



### 3 以下の画面が表示されます。

本システムで作成された申告・申請等ファイル名を指定し、申告・申請等名を入力して「OK」ボタンをクリックします。

申告・申請等組み込みファイル選択・名称入力: SC00C100

組み込み申告・申請等ファイルを選択してください。

ファイル名(F): C:\Documents\#e-taxデータ\1231231231231\反町 一郎\_所得税\_20XX0213.txt 参照(W)...

組み込み申告・申請等に任意の名称を入力してください。  
ここで入力した名称は、組み込み後に変更することができます。

申告・申請等名(S): 平成XX年分確定申告 (例: 平成〇〇年分確定申告)

OK キャンセル ヘルプ(H)

P. 28 で設定した出力場所と、出力されたファイル名を指定します。

帳票の出力先(O):

C:\Users\#soripc\Documents\#e-taxデータ

※このフォルダーへ出力されたファイルを国税庁のe-Taxソフトで取り込みます。  
ファイル名の形式: 利用者識別番号\_氏名\_所得税\_20XX0213.txt

### 4 「申告・申請等一覧」に、「反町 一郎」の所得税電子申告データが組み込まれました。

申告・申請等一覧

新規で申告・申請等データを作成する場合は、「新規作成」を押してください。  
作成済みの申告・申請等データを取り戻すまたは削除する場合は、下の一覧から選択の上、「帳票一覧」を押してください。

申告・申請等名称	税目	手続の種類	帳票数	氏名又は名称	提出先	状態	署名数	更新日時	バージョン
平成XX年分確定申告_所得税	所得税	申告	2	反町 一郎	長岡	組み込		20XX-02-28 17:16:19	XX.0.0

新規作成(N) 組み込み(M) 切出し(O) 削除(D)

※消費税の申告データを本システムより作成した場合は、②③の手順にて消費税電子申告データを e-Tax ソフトに組み込みます。

## ポイント

### 連携する製品が農業簿記9のみの場合

連携データから消費税申告のための法人番号または個人番号を取得することができないため、e-Tax ソフトで申告者の法人番号または個人番号を入力します (e-Tax ソフトのメニューの【作成】-【帳票一覧】-【基本情報変更】)。

以上で、申告・申請等ファイルの e-Tax ソフトへの組み込みは完了しました。この後は、e-Tax ソフトの処理手順に従って申告・申請等の確認と電子署名を行い、送信してください。

※e-Tax のご利用に当たっては、ご使用のパソコンに政府共用認証局(官職認証局)と政府共用認証局(アプリケーション認証局 2)のルート証明書・中間証明書をインストールする必要があります。

e-Tax ソフトおよびルート証明書は最新のものをご利用ください。

### ★ルート証明書について

ルート証明書とは、証明書の発行元(認証局)の正当性を証明する証明書の事です。

この証明書の発行元(認証局)を信頼の基点と呼びます。e-Tax では政府共有認証局(アプリケーション認証局 2)を信頼の基点としています。

ご利用者は e-Tax ソフト等を利用するに当たり、上記の認証局を信頼の基点とすることに同意した上で、各認証局のルート証明書をコンピューターにインストールする必要があります。ルート証明書の入手について詳しくは、国税庁 e-Tax のホームページをご覧ください。

## ■こんなときは

### IT 部のエラーが表示された場合

IT 部は、国税庁の e-Tax ソフトの「申告・申請基本情報」で使用する項目です。IT 部の情報は、本システムで申告・申請処理を行ったタイミングで、各ソリマチ製品のデータからそのつど取得されます。

「申告・申請処理終了」画面で「IT 部」のエラーが表示された場合は、以下の表に従ってソリマチ製品の情報を確認してください。

以下の表と照らし合わせると、上記のエラーは、会計製品の「消費税申告書設定」画面で「経理担当者氏名」の確認を促していることが読み取れます。

※次ページでは e-Tax 情報にはない IT 部の項目について説明しています。

## ◆所得税の申告

※確定申告と会計王(農業簿記)の両方が同時に選択された場合は、確定申告のデータが優先して使用されます。

IT部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
<確定申告製品から取得する項目>		
提出年月日	確定申告書Aまたは確定申告書B	提出年月日 (画面左上の入力項目)
納税者郵便番号上段	[申告者設定]	郵便番号
納税者郵便番号下段	"	郵便番号
納税者所在地屋号	"	屋号・雅号
職業	"	職業
性別	"	性別
世帯主氏名	"	世帯主名
世帯主との続柄	"	世帯主との続柄
生年月日	"	生年月日
還付先金融機関・金融機関名	確定申告書Aまたは確定申告書Bの「還付される税金の受取場所」	金融機関名
還付先金融機関・金融機関区分	"	金融機関区分
還付先金融機関・支店名	"	支店名
還付先金融機関・本支店区分	"	本支店区分
還付先金融機関・預金種類	"	預金種類
還付先金融機関・口座番号	"	口座番号・記号番号
還付先金融機関・郵便局名	"	郵便局名
還付先金融機関・貯金記号番号1	"	口座番号・記号番号
還付先金融機関・貯金記号番号2	"	口座番号・記号番号
<会計製品から取得する項目>		
	【会計王シリーズ/みんなの青色申告】 青色申告の場合→「青色申告入力」 白色申告の場合→「収支内訳入力」	優先度： ①一般②不動産
	【農業簿記】 青色申告の場合→「青色申告決算書入力」 白色申告の場合→「収支内訳書入力」	優先度： ①一般②農業③不動産
提出年月日	「住所氏名等」タブ	提出日
納税者所在地屋号	"	屋号
職業	"	業種名

## ◆消費税の申告

IT部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
提出年月日	「消費税申告書設定」画面の「基本」タブ	申告書提出日
代表者名又は氏名	「消費税申告書設定」画面の「納税地等」タブ	代表者名又は氏名
経理責任者名	〃	経理担当者氏名
課税期間(自)	「消費税申告書設定」画面の「基本」タブ	課税期間(自)
課税期間(至)	〃	課税期間(至)
還付先金融機関・金融機関名	「消費税申告書設定」画面の「金融機関」タブ	金融機関名
還付先金融機関・金融機関区分	〃	金融機関種類
還付先金融機関・支店名	〃	本支店名
還付先金融機関・本支店区分	〃	本支店種類
還付先金融機関・預金種類	〃	預金種類
還付先金融機関・口座番号	〃	口座番号
還付先金融機関・郵便局名	〃	郵便局名
還付先金融機関・貯金記号番号 1	〃	貯金記号番号 1
還付先金融機関・貯金記号番号 2	〃	貯金記号番号 2

## 注 意

- ・個人の消費税申告を行った場合に表示される IT 部エラーについて  
IT 部の項目名と、元となる項目名が異なります。以下の項目をご確認ください。

IT部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
納税者所在地屋号読み	本システムの「修正」画面の「e-Tax 情報設定」	「フリガナ」
納税者所在地屋号	〃	「氏名」
納税者所在地	〃	「住所」

# みんなの電子申告〈平成 30 年分 e-Tax 連携オプション〉 操作マニュアル

---

発行・製作 ソリマチ株式会社

2019 年 2 月 初版発行

---

- 本書の内容は、予告なしに変更することがあります。
- 本書の一部または全部を無断で転記しないでください。